

有料老人ホーム開設手続きの流れ(詳しくは「前橋市有料老人ホーム設置運営指導要綱」参照)

【事前の相談】

有料老人ホームの設置を計画したら、事前協議書の提出前に、事前の相談を行ってください。

有料老人ホームの開設場所や定員、規模及び構造設備(平面図等)、サービス内容等について、面談により相談させていただきます。なお、面談は、必ずアポイントをとっていただくようお願いします。



【事前協議】

開発許可・建築許可・建築確認の申請を行う前に、必要書類を添付した「有料老人ホーム設置事前協議書」を提出してください。



【設置届出】

事前協議終了後(事前協議終了の通知を受領後)に開発許可申請・建築確認申請を行い、建築確認済証を受領後、速やかに必要書類を添付した「有料老人ホーム設置届」を提出してください。



【建設工事着工届】

建設工事を着工するときは、着工前に工程表を添付した「建設工事着工届」を提出してください。



【事業開始報告】

事業を開始するときは、開始1か月前を目安に「有料老人ホーム事業開始報告」を提出してください。(開始2週間前までには必ず提出すること)

※介護保険課の担当職員が、事業開始(内覧会等を含む)の前に、現地確認を行います。

事業を開始したら

○変更届出

代表者、管理者、定員、構造、料金等に変更があった場合は、変更の日から1か月以内に、必要書類を添付した「変更届」を提出してください。

○定期報告

毎年7月1日現在における「重要事項説明書」を作成し、同月末日までに市が指定する書類(決算報告書等)と併せて提出していただきます。市は、提出された「重要事項説明書」を、ウェブサイトを通じて公表します。

○事故報告

有料老人ホーム内で重大な事故が発生した場合は、直ちにその事故の概要について市に報告するとともに、速やかに市へ社会福祉施設等事故報告書を提出してください。

市HP:介護保険のサービス提供時に発生した事故等の報告

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/gyomu/5/4333.html>

○現地確認の実施及び改善指導

事業開始報告や変更届出(増築・改築等)を受け付けたときには、原則、現地確認を行います。

また、基準に反して設置運営されている有料老人ホームについては、改善のため必要な指導を行います。